

1. 件 名 : 「リサイクル燃料貯蔵株式会社によるリサイクル燃料備蓄センターの使用済燃料貯蔵事業変更許可申請に係る新規制基準への適合確認に関するヒアリング (205)」

2. 日 時 : 令和2年7月20日 (月) 17時00分～17時55分

3. 場 所 : 原子力規制庁 10階会議室 (TV会議により実施)

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 核燃料施設審査部門

石井企画調査官、尾崎安全審査専門職、森野安全審査専門職

リサイクル燃料貯蔵株式会社

赤坂常務取締役 リサイクル燃料備蓄センター長 他17名

5. 要旨

リサイクル燃料貯蔵株式会社 (以下「事業者」という。) と新規制基準適合性に関して、以下のとおり面談を実施し、原子力規制庁から、主に以下の点について確認を行った。

① 第5条関係

- ・ 金属キャスクの一次蓋の閉じ込め機能に異常が生じた際に三次蓋を装着して契約先に引き渡すことについて、事業者と当該契約先との現行契約では、引き渡すことが明らかとなっていない点について確認したところ、本事業変更許可後に改めて協議し、引き渡すことを明らかにする契約内容に見直す、もしくは覚書締結をする計画であるとの説明があった。

② 第10条関係

- ・ 遮蔽機能及び除熱機能の一部を担う使用済燃料建屋について、仮想的な大規模津波による損傷を仮定しない同建屋の貯蔵区域を津波防護対象に明確化することに係る考え方を確認した。

6. 配布資料

資料1 契約書